

令和7年度 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業のご案内

R7.4.1

商店街への若者や女性による新規出店を応援し活性化を促進するため、商店街の空き店舗を活用した個性ある店舗の新規開業を支援します。

【補助金の内容】

事業名	商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業
対象事業	商店街の空き店舗への新規出店・開業
対象者	やる気のある若者（令和7年4月1日現在50歳未満）または女性 （出店後すみやかに商店街団体に加盟し、組合員として団体活動に積極的に参加すること）
補助期間	補助金の交付決定日 ～ 令和8年3月31日
対象経費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費
補助率	対象経費の1/6以内（ただし、別途、市町から1/6相当以上の補助等が必要）
限度額	最大75万円（ただし、市町の補助額を上限とする）
予定件数	年間10件程度

補助金交付申請に当たっての注意事項

- 出店を予定している商店街が所在する市町からの補助等が受けられる方が対象**となります。
※市町からの補助金や助成金の受給が確認できない場合は対象外となります。
- 当センターに補助金交付申請をする前に、出店先の商店街がある市町に対して空き店舗活用関係の補助金・助成金等の交付申請をする必要があります。
なお、商店街施策以外の各種創業支援補助制度と併用できる場合もありますので、地元市町、商工会・商工会議所又は当センターへお問い合わせください。
- 当初の事業計画書の提出から補助金交付決定まで、1～2ヶ月の期間を要しますので、ご注意ください。
特に、**補助金交付決定までに、既に店舗改装工事請負契約が締結されている場合は、補助対象となりません**ので、施工業者に当該契約の締結を待っていただく必要があります。
- 補助金交付決定前に店舗の賃貸借契約を締結している場合は、**交付決定日以降の店舗賃借料を補助対象経費として算定**します。
- 開業するに当たって許認可が必要となる場合は、実績報告の際に補助期間終了となる3月31日以前の日付が入った営業許可証等の添付が必要となります。
- 補助金は精算払となっており、**事業完了後の支払（翌年度の5月頃）**となりますので、補助金を受領するまでの間は、あらかじめ事業費全額の資金が必要となります。
- 補助金交付に関する主な条件を裏面に記載していますので、ご確認のうえ申請してください。

【問い合わせ先】

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課

TEL : (078)977-9116 FAX : (078)977-9119

補助金交付に関する主な条件

1 空き店舗に関する主な条件は、次表のとおりです。

- ① 商店街の範囲内にあること（注）
- ② 前の事業者が撤退した後、現に営業活動が行われていない店舗であること
- ③ 開業希望者が自ら所有する店舗、又は開業希望者と密接な関係を有する親族等が所有する店舗でないこと

（注）商店街については、役員や会費に関する会則があつて、共同で販促活動等を行っていること等の条件があります。

2 新規出店に関する主な条件は、次表のとおりです。

- ① 小売業、飲食店、サービス業等であつて、商店街や商業の活性化に寄与するものであること
- ② 大手フランチャイズ店の類に該当しないこと
- ③ 管理事務所、倉庫、車庫、医療・介護福祉関係施設、場所貸事業（コワーキングスペース、レンタルボックス）、宿泊施設（民泊、ゲストハウス）の類に該当しないこと
- ④ 風俗営業、公序良俗に反する事業、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当しないこと

（注）原則として、信用保証協会の保証対象となる業種であつて、不特定多数の消費者を対象に営業活動をするものが対象となります。

なお、訪問販売・ネット販売・移動販売などを主とする営業、スナック等のアルコール類の提供を主とする営業やカラオケ・ダンス・接客サービスなど遊興飲食させる営業などは対象外です。

3 開業希望者に関する主な条件は、次表のとおりです。

- ① 創業予定者又は中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者（開業希望者が法人・団体等の場合は、法人代表者自らが申請者となり、店舗責任者（店長等）が若者（令和7年4月1日現在50歳未満）又は女性に該当していること。）であること
- ② 開業するに当たって必要となる許認可、資格及び経験を有すること
- ③ 出店について、商店街の代表者の同意が得られること（同意書を提出する必要があります。）
- ④ 商店街内における店舗移転や商店街から他の商店街への店舗移転に該当しないこと
- ⑤ 開業希望者は空き店舗所有者と密接な関係にないこと
- ⑥ 政治・宗教活動を行う団体、暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者に該当しないこと
- ⑦ 事前に事業計画書を提出し、原則として商業アドバイザーの派遣を受けること（注）
- ⑧ 継続して事業を行う見込みがあること
- ⑨ 開業後速やかに、商店街の会員等となり商店街活動に参加すること（開業希望者が商店街活動に参加する旨の書類（誓約・同意書）を提出する必要があります。）

（注）開業希望者が補助金の交付申請をするに当たっては、原則として、事業計画、組織運営、店舗管理などの課題について専門的見地から助言する商業アドバイザーの派遣を受けていただきます。

※派遣費用：1回当たり20,370円（税込）の専門家謝金に交通費を加算した額の1/3を自己負担

※派遣回数：1～2回（事業計画書の熟度に応じて3回以内で回数を調整する場合があります。）

なお、開業希望者が事業計画書に関して市町又は創業支援機関が実施する中小企業診断士等の専門家派遣制度など商業アドバイザー派遣と同様の支援を受けている場合は、当該派遣を条件としない場合があります。

4 その他

- (1) 補助金の交付決定に当たっては、事業の実現性や継続性のほか、集客力の増加等の効果性などについて審査した上で決定しますので、必ずしも採択されるものではありません。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、承認を得ずに補助事業を中止又は廃止した場合、その他補助金交付要綱の規定に違反した場合などは、交付決定を取消し既に補助金が交付されている場合は、加算金を付して返還を求めることがあります。
- (3) 市町からの補助金、助成金等の交付決定が取り消された場合は、やむを得ない事情がある場合を除き当センターの補助金の交付決定を取消しする場合があります。